

## 千葉市指定管理者選定評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成22年千葉市条例第7号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議等の回避)

第2条 委員及び臨時委員は、条例の規定により選定評価委員会の権限に属させられた事項に関し、判断の中立性又は公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、会長に申告し、選定評価委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

2 前項の規定は、部会について準用する。この場合において、同項中「会長」とあるのは「部会長」と、「選定評価委員会の承認」とあるのは「部会の承認」と読み替えるものとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、選定評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が選定評価委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月11日から施行する。